解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年四月二十日開催の社員総会決議ならびに平成二十七年九月二日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月一日

東京都板橋区成増二丁目一〇番二二号一階

医療法人社団惠一会

清算人　安戸　幹人

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年八月二十日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月一日

鳥取県八頭郡八頭町郡家四九三番地

清算法人大伊土地改良区

代表清算人　堀場　敦

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年八月二十六日函館市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月一日

北海道函館市石川町四七五番地一〇

函館市石川中央土地区画整理組合

代表清算人　西谷　幸光

解散公告（第二回）

当社は、平成十六年一月二十日大阪地方裁判所の破産宣告により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月一日

大阪府東大阪市本町六番三号

利光建設株式会社

代表清算人　堀野　桂子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年八月十二日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月一日

鳥取県八頭郡八頭町郡家四九三番地

清算法人郡家土地改良区

代表清算人　和田　哲也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月一日

熊本県熊本市東区平山町三二四三番地

農事組合法人小山戸島酪農組合

清算人　上田　廣美

配当公告

岡山県総社市宿一六四三番地二二

破産者　有限会社大野商事

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十七年（フ）第七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二四、五九九、三六〇円

一、配当することのできる金額

金一二、七一一、八六二円

平成二十七年十月一日

岡山市北区中山下一丁目九番一号山陽アルファ中山下ビル六階

破産管財人　加瀬野忠吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県上閉伊郡大槌町栄町一〇九番地二〇、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町栄町二〇番一号

被相続人　亡　菊池　拓二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月一日

事務所岩手県北上市本石町二丁目一番三七号

相続財産管理人　司法書士　髙橋　文雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市葉鹿町二五八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤　博行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月一日

栃木県足利市助戸三―四―一三　奥澤利夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長壁　孝広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市菱町三丁目二〇四五番地、最後の住所群馬県桐生市菱町三丁目二〇五〇番地の一〇

被相続人　亡　小林　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月一日

事務所群馬県桐生市巴町二丁目一八二一番地根岸ビル二・三階

相続財産管理人　弁護士　久保田寿栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市大字川寺三八四番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小倉惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月一日

埼玉県坂戸市日の出町一六番一一坂戸駅前通りハイツ六〇四　林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市小浜三二一番地二八、最後の住所千葉県木更津市小浜六二一番地四

被相続人　亡　能城　操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月一日

事務所千葉県木更津市新田一丁目七番一四号　浜名法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区砧一丁目二番、最後の住所東京都世田谷区砧一丁目二番一二―四〇二号

被相続人　亡　三宅　淳二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月一日

事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号紀尾井観光ビル三階吉田崇一郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田崇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区堀切七丁目二一番、最後の住所東京都葛飾区堀切七丁目二一番一〇号

被相続人　亡　林　成昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月一日

東京都中央区銀座三―一一―一八真帆ビル五階笠井総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小笹　勝章

第23期決算公告

平成27年8月27日

東京都千代田区神田小川町二丁目1番地7

株式会社テクノプラン

代表取締役　髙橋　正樹

貸借対照表の要旨

（平成27年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	717,673
	固定資産	13,666
	合計	731,339
負債及び純資産の部	流動負債	18,357
	固定負債	4,208
	株主資本	708,774
	資本金	30,000
	利益剰余金	678,774
	（利益準備金）	(7,500)
	（その他利益剰余金）	(671,274)
	合計	731,339

（注）当期純利益　6,985千円